

平成 28 年第 1 回津南町議会定例会会議録

(3 月 18 日)

招集告示年月日		平成 28 年 2 月 23 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 28 年 3 月 2 日 午前 10 時 00 分			閉会	平成 28 年 3 月 18 日 午前 11 時 37 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸義昭	応・出	8 番	津端眞一	応・出	
	2 番	村山道明	応・出	9 番	大平謙一	応・出	
	3 番	石田タマエ	応・出	10 番	河田強一	応・出	
	4 番	風巻光明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出	
	5 番	恩田稔	応・出	12 番	吉野徹	応・出	
	6 番	桑原洋子	応・出	13 番	桑原悠	応・出	
	7 番	中山弘	応・出	14 番	草津進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村憲司	○	税務町民課長	村山郁夫	○	
	副町長	村山昇	○	地域振興課長	江村善文	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	石橋亮一	○	
	農業委員会 長	涌井直		教育委員会 教育次長	清水修	○	
	監査委員	中島豊		会計管理者	桑原松洋	○	
	総務課長	小野塚均	○	病院事務長	桑原次郎	○	
	福祉保健課長	高橋秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	丸山吉松	班長	小林武	
会議録署名議員		5 番	恩田 稔	11 番	藤ノ木浩子		

[付議事件]

(3月18日)

- | | | | |
|-------|---|--------|--|
| 日程第1 | } | 議案第34号 | 財政調整基金の処分について |
| 日程第2 | | 議案第35号 | 平成28年度津南町一般会計予算 |
| 日程第3 | | 議案第36号 | 平成28年度津南町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第4 | | 議案第37号 | 平成28年度津南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第5 | | 議案第38号 | 平成28年度津南町介護保険特別会計予算 |
| 日程第6 | | 議案第39号 | 平成28年度津南町簡易水道特別会計予算 |
| 日程第7 | | 議案第40号 | 平成28年度津南町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第8 | | 議案第41号 | 平成28年度津南町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第9 | | 議案第42号 | 平成28年度津南町病院事業会計予算 |
| 日程第10 | | 議案第43号 | 津南町過疎地域自立促進計画について |
| 日程第11 | | 議案第44号 | 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | } | 議案第45号 | 津南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | | 議案第46号 | 津南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | | 発議案第1号 | 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | | 陳情第1号 | 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情 |
| 日程第16 | | 発議案第2号 | 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について |
| 日程第17 | | | 議員派遣の件について |
| 日程第18 | | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について |
| 日程第19 | | | 委員会の閉会中の継続調査及び審査について |

議長の開議宣告

議長（草津 進）

本日の遅刻届出者は（4番）風巻光明議員です。これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

議案第34号 財政調整基金の処分について

日 程 第 2

議案第35号 平成28年度津南町一般会計予算

日 程 第 3

議案第36号 平成28年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 4

議案第37号 平成28年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 5

議案第38号 平成28年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 6

議案第39号 平成28年度津南町簡易水道特別会計予算

日 程 第 7

議案第40号 平成28年度津南町下水道事業特別会計予算

日 程 第 8

議案第41号 平成28年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

日 程 第 9

議案第42号 平成28年度津南町病院事業会計予算

議長（草津 進）

議案第 34 号から議案第 42 号まで、一括議題といたします。

これより自由質疑を行います。自由質疑は一般会計と特別会計、病院事業会計に分けて行います。

まず、一般会計についての質疑を行います。

（9 番）大平謙一

一般会計の予算書に参与の報酬 360 万円があり、この間の合同常任委員会で聞いたところ、これはまだ白紙であるというか、「予定は考えてあるけれども、白紙状態である。」という話だったのですけれども、これはやはり町長とすれば、予算を組むにあたってしっかりした計画があつての 360 万円だと思ふのですが、説明をお願いしたいと思います。

町長（上村憲司）

これは前にも同じ議論をここで交わさせていただいた経過がありますけれども、年度途中で、そういったいわゆるスポット的なスタッフの導入ということを行わなければならないという事態が、相当想定されると考えております。また、そういうようなことを随時柔軟に活用しながら、先般のここでの質疑もありましたけれども、職員数が非常に厳しい状態にあるものですから、でき得る限り外部、あるいはそうした外からの力、マンパワーというものを、折に触れ導入させていただくことができるように予算をかまえておきたいということが一番の願いであります。現在、これとって具体的な方、あるいは具体的な作業というものをイメージしているわけではないのですけれども、今、参与職に就いていただいている方が今度はいなくなるわけでございますので、そういった部分について必要に応じて柔軟に対応したいという予算でお願いさせていただいているものであります。

（9 番）大平謙一

予算であれば、きちんと目的があつて予算書に載せるというのが普通なのですけれども。360 万円というのは去年の参与の報酬より高いわけで、それなりの目的があつて予算というのはきちっと出してもらわないと、予算に対する（判断がしづらい）。予算の中にまだいろいろなもので、こういった確定（できないもの）— 国からこなれば執行できないものは仕方ないとしても— そういう予定組みみたいなものがあるとすると、少し予算を考えてみなければならぬのではないかと私は思ったわけで、今そういう質問をしたわけです。それと、町長は施政方針の冒頭で、「津南町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」と書いたものを出してあつたのですけれど、この（案）というのは、いつなくなって、これを戦略として出されるのかも一つ…議案じゃないから駄目か。すみません。では、これをもう一度お願いします。

町長（上村憲司）

今も言いましたように、柔軟に、必要なときに必要な措置が取れるような予算組みというものをお願いさせていただいて、チャンスを逃したくないという思いでおるところであります。

いわゆる人件費というものについて、スタッフ機能を充実させるための人件費を確保していただきたいという予算のお願いであります。だから、予算が余るかもしれませんし、あるいは年度によって、これからどういう事業が出てくるか分かりませんが、そうした事業によっては、また追加してお願いをさせていただくということを考えなければならないことになるかもしれません。一応 360 万円というのは、いわゆる参与・顧問の規定というものが町にあるわけではありますが、その上限が月収 30 万円ということで条例化されているものですから、その 1 年分の 360 万円を、とりあえず計上させていただいておるところであります。

(11 番) 藤ノ木浩子

2 点ほど伺います。臨時職員についてなのですが、臨時職員の産前産後の休暇というのがあるのでしょうか。それともう 1 点、「クアハウス津南」の事業収支を出していただいたのですが、これを見ますと、収支差額でマイナス 79 万 3,220 円というふうに 26 年度はなっているのですが、要はこの赤字というの、減ってきている額なのでしょうか。

総務課長 (小野塚 均)

臨時職員の産前産後の休暇については、今、規則を改正しておりますので、4 月 1 日からはそのように対応できると思います。

福祉保健課長 (高橋秀幸)

「クアハウス津南」の件でございますけれども、平成 26 年度決算では、確かにそのとおりの赤字だったわけですが、年度によって一番大きいのは燃料費だと思います。燃料費が最近は価格が下がっているということもございまして、あとは、その年度によって経営努力と言いますか、そういったことで赤字が変動しているという状況です。

(11 番) 藤ノ木浩子

「赤字が変動している。」というふうに言われたのですが、そういう燃料費もありますけれども、この赤字幅が減ってきているのか、増えてきているのか。そういう点では、この 10 年を見てどうだったのかということをお聞きしたいのと、もう 1 点は、今度は NPO の「Tap」に委託し指定管理になるわけなのですが、赤字が出た場合、きちんと運営委託料を補填するつもりなのか、その点についてお願いします。

町長 (上村憲司)

前段の具体的な数字については補足をさせます。「Tap」に委託した場合、赤字が出た場合に補填するのか、全く考えておりません。赤字が出たから補填するということは委託でなくなりますので、そういった会計のやり方をやるということは、毛頭考えておりません。ただ、事業の内容によって、あらかじめ予算組み等々、そうしたものの要求があれば、それについてはその都度必要に応じて考えてまいりたいというように考えています。

福祉保健課長（高橋秀幸）

過去の決算書が手元がないので分かりませんが、確かに赤字な年ももちろんあるわけですが、そこら辺は「苗場福祉会」さんのほうの経営補填がありましたので、「苗場福祉会」さんのほうの経営努力ということで推移をしてきたということだと思います。

（11 番）藤ノ木浩子

そうしますと、もうすぐ4月になるわけですが、今の時点で「クアハウス津南」の利用料についての値上げなどは検討されているのかどうか、お聞きします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

そういった話は全く聞いておりません。4月から値上げするというようなことは、今のところは全く聞いておりません。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

一般会計についての質疑を終結いたします。

次に特別会計並びに病院事業会計についての質疑を行いません。

（11 番）藤ノ木浩子

国民健康保険特別会計と病院事業会計について、2点お伺いします。

国保会計で、法定減額の基準が上がったと思うのですが、—7割軽減、5割軽減のものなのですが—自動的に減額になるのか。それと、軽減世帯がどのくらい増えるか、それと、先般の条例改正で限度額が上がったと思うのですが、限度額が上がった世帯数と、どのくらい保険料が増えるのか、その額もぜひ出していただきたいと思うのですが、それが1点、お願いします。

それから病院については、今年度、国は「公立病院改革プラン」策定を求めていると思うのですが、その内容が今の時点で分かりましたら、お願いします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

軽減につきましては、27年度から始まりまして、26年度と27年度を比較して、7割・5割等軽減がありますけれども、約60人だったと思います。28年度については、まだこれからでございますので、そういった状況でございます。

病院事務長（桑原次郎）

「公立病院改革プラン」の内容については、具体的に国・県のほうからは、まだ示されていないところでございます。話はいろいろと情報は入って来てはいますが、具体的に県のほうからは下りてきていないということでございます。

(11 番) 藤ノ木浩子

福祉保健課長に。今ほど聞いた中で落ちていたものがあるのですが、法定減額の際に自動的に減額をするものなのか、それとも申請をして減額となるのか、というところをもう 1 点お聞きしたいのと、もう 1 点、国保会計で、昨日の国保についての質疑の中で町長が「国保料は安いんだ。県下でも下から 3 番目くらいに安い。」ということでは言われました。「目で見ると国保（※資料元：新潟県国民健康保険団体連合会）」というので私も見てみまして、25 年度の保険料が出ておりました。確かに、7 万 7,957 円で安かったのですが、—安いと言っていいのでしょうか。全体を見れば、国保料というのは私は高いと思っているのですけれど— 25 年度の保険料というのは、1 人当たり 7,500 円の値上げをして、8 万 9,500 円だったわけですね。その差というのは、どういうふうに考えたらいいのでしょうか。25 年度の予算では 1 人平均 8 万 9,500 円を徴収しましたと。だけれども、25 年度の資料では 7 万 7,957 円となっていたわけで、その計算の仕方と言いますか。要は、「予算では住民からは 8 万 9,500 円を徴収しましたよ。けれど、結果的にはこれで済んだんです」という解釈でいいのか、その点について、お聞きします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

軽減については、その年度で 6 月に本算定がありますので、そこで所得を見て、そういった方をはじいて申請書を作成して提出してもらおうという手続となっています。保険料につきましては、要するに町のほうで「いくらで何人か」という全体の予算を組みます。それで予算を組んで、これだけお願いしたいということになっていますので、その結果として例えば、平成 25 年度の保険料については、調定総額—これだけ貰う額だということ—それを、被保険者数で割り返して、1 人当たりの保険料というかたちにしています。町の予算規模はありますけれども、それを下回らないようにとか、それと同一になるように全体の保険料をはじいて、1 人当たりの保険料については、調定総額を被保険者数で出しているということです。

(11 番) 藤ノ木浩子

25 年度の場合を今言ったわけなのですが、実際は 8 万 9,500 円を 1 人当たり平均で頂いているという解釈でいいと思うのですが、今年度も据え置くということで、昨年と同じであれば 9 万 3,300 円ですか。1 人当たりそうなりますよね。だけれども、25 年度のものを見れば差がありますので、少しでも 28 年度の国保料は減らせるのではないかと私は思って聞いたのですけれども、どうでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

据え置くということで、28 年度についてはそのような予算規模がありました。実際は、6 月の本算定で前年度の所得が出て初めて保険料を貰うということです。当然、所得が多かった人、少なかった人というのは、それぞればらばらですので一概に引下げということではなくて、町の方針として「28 年度は保険料としてこれだけにします。」と。それは 27 年度から同額だという意味ですので、実際に（6 月に）なってみると所得がそれぞれ違っておきますので、単純にそれで引き下げられるとか引き上げられるとか、そういうふうにはならないわけでございま

す。

(2番) 村山道明

1点だけお聞きいたします。津南病院の件ですが、前回、医師住宅の耐震について、「リフォームをして看護師の寮に建替えたい。」というお話があったのですけれども。昨日、懇談会があったのですが、若い方々は車庫、要するに車を持ちますから、当然のごとく今のものの耐震化が可能だとしても車庫がないわけですよ。ですから、若いそういう看護師を呼び込む ーいろいろな人を呼び込むことに対してー 当然、車庫を考えるとというのが常識になっている時代でありますので、耐震だけを考慮するのではなくて、将来像を考慮した設計委託又は診断委託をお願いしてもらいたいのですが、いかがでしょうか。

病院事務長 (桑原次郎)

ただ今の村山議員のアドバイスを十分考慮しながら進めたいと思います。

(2番) 村山道明

それを何月頃示される予定でありますか。よろしくお願ひいたします。

病院事務長 (桑原次郎)

今の段階でいつ調査設計を出すというのは決まっておられませんけれども、できるだけ早い段階で出したいと考えております。

(2番) 村山道明

早い段階というのは、6月か9月かの定例会、どちらかに間に合わせるという考え方でよろしいでしょうか。

病院事務長 (桑原次郎)

29年度の本工事の予算に上程をしなければいけないということを考えて引き算をしていきますと、それまでに調査設計が終わって、いくらかの工事費が掛かるというのが分かりません。11月くらいから新年度予算が始まりますので、5月、6月くらいを目途に考えたいと思います。

議長 (草津 進)

他に質疑はありませんか。

ー (質疑者なし) ー

以上をもって質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長 (草津 進)

議案第34号について討論を行います。

ー (討論者なし) ー

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 34 号について採決いたします。

議案第 34 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 35 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(11 番) 藤ノ木浩子

28 年度一般会計予算に対して意見を申し上げ、反対討論いたします。

安倍政権のもと、貧困と格差の拡大は大変深刻な問題です。アベノミクスの 3 年間で大企業は史上最高の利益を上げて、内部留保は 300 兆円を超える莫大なものとなっておりますが、政府は更に大企業減税を進める方向です。一方、国民に対しては、消費税を 10% へ引き上げること前提に増税と同時に導入すると今検討されている軽減税率は、食料品や新聞の税率を 8% に据え置くだけで、国民にとっての負担増は 4.5 兆円と言われています。社会保障のためと言って消費税増税を行いながら、年金の削減、医療・介護の負担増と給付削減など社会保障の改悪が次々と押し寄せて、国民の暮らしが脅かされています。雇用の面ではどうかといえば、総務省の労働力調査では、2013 年からの 3 年間で正規雇用は 20 万人減り 3,316 万人。非正規雇用は 215 万人増えて 2,038 万人となっております。年収 200 万円以下の労働者が 1,000 万人を超え、労働者の実質賃金は減り続けているとう異常さを見せております。雇用環境は悪化しているとしか言いようがありません。そうしたなかで町民の暮らしをいかに守るかが問われているのではないのでしょうか。

一般会計に対する反対理由を三つに絞って述べたいと思います。

一つは、看護師確保を町政の最優先課題と位置付けて取り組むべきだと考えます。今年を含め 5 年間で 16 名の看護師が退職予定となっております。地域医療の確保は自治体の責任であり、そのために必要な医療スタッフの確保が今、最重要課題ではないのでしょうか。病院長を先頭に、この間の努力が実り、外来部門が充実し、訪問診療・訪問看護ステーションの立上げとなり、前進をいたしますが、これは多くの臨時看護師なしには運営できない状況であり、看護師不足が改善したわけではありません。昨日の総括質疑の町長答弁では、「患者が少なくなっている。1 病棟体制が維持できるように看護師確保に努力する。」という答弁でありました。退職者数以上に確保しなければ、1 病棟維持も大変危機的な状況になるのではないかと私は危惧しています。看護師確保への町長の本気度が感じられないところでは、今後、経営改善に向かうのかは甚だ疑問であります。全国自治体病院協議会の経営診断を、いま一度学ぶ必要があると私は感じております。医療や介護は、若者の雇用が広がる分野です。十日町・津南地域で療養病床ゼロとなれば、医療・介護難民が生まれる可能性は大です。療養病床が復活できるよう看護師確保対策を予算計上し、対策を講じていただきたいと思います。

2 点目は、臨時職員の労働条件の改善が必要だという点です。臨時職員は 134 名。大変大勢

の方が正規職員とともに働いています。給食調理部門では、正職員がいなくなりました。臨時職員に置き換えて、全ての業務を行っているのが実態です。なかには20年以上働いている、その道のプロの方もいます。しかし、臨時職員の賃金は、年収200万円以下が殆どです。せめて200万円にまで引き上げることができないかと、数年前に大口元議員が質問いたしました。まだそれは実現していないことでもあります。また、26年の1月、厚生労働省は、厚生年金や国民健康保険の取扱いについての通知を出しています。「有期の雇用契約又は任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の事実が認められる、存続している場合、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要があります。」このような通知を出し、市町村にも通知が届いているということでもあります。こうした点も踏まえて、一人一人の働く人の権利を守る労働条件の改善を求めたいと思います。

最後に、子どもの貧困が社会問題となっております。子どもの貧困率は16.3%。ひとり親家庭の子ども貧困率は54.6%でありまして、OECD加盟国34か国中、最悪となっております。こういった状況も踏まえ、津南町として子育て支援の充実をもっと予算に反映していくべきと私は考えます。私が一般質問で取り上げた保育料の軽減について、「国の通知が来たら対応を示す。」という答弁でありましたが、町独自で積極的に進めるべきと思います。今、若い世代、子育て世代は、雇用の悪化という点では大きな影響を受けています。あらゆる角度から若者を支援することが重要と考えます。総合戦略の中にも子育て支援が盛り込まれていましたが、その一つでもすぐに実行すべきではないでしょうか。

以上、3点について述べましたが、私は、何よりも国の悪政の防波堤となって、町民の暮らしを守っていただきたい。そのことを最後に訴えて、反対討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（3番）石田タマエ

平成28年度一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

全国的に少子高齢化が進展し、地域の消滅という危機感を抱きつつも得策はなく、各自治体での「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に苦慮しているところでもあります。国の地方財政計画は年々厳しさを増しているなかで、自主財源に乏しい地方自治体が生き延びるために各種施策において財源確保が厳しい現状にあります。このようななかにあって「強くてどこよりもやさしい町づくり」を目指す上村町政の平成28年度予算、総額で75億300万円に賛成するものであります。

予算総額においては、対前年比10.4%の増ではありますが、国庫支出金44.82%増、また、町債においても有利債を活用した47.12%の増であることは、当局の財源確保の努力の現れであると評価をいたします。

人口対策では、妊産婦医療費や不妊治療費の助成、さらに、子ども医療費助成制度の継続は、子育て環境の更なる充実につながります。また、「津南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の案が示され、今後の具現化に期待するところでもあります。

障がい者対策では、念願でありました地域活動支援センターの建替えを町の中心地で着手することは、御利用される方々にとっては喜びと、さらには誇りと自信につながります。また、昨年より実施しております人工透析患者送迎サービスの継続は、御利用されておられる方々から大変喜ばれており、これからの生き方が更に前向きになられたとも聞いているところです。

農業振興においては、津南町認証米制度6年目を迎え、継続した補助制度に加えて特別栽培米作付取組への補助制度は、津南ブランド米を更に強固なブランドへと押し上げる施策であります。また、畑作振興でも、アスパラガスの造成支援やサツマイモの試験栽培等を通して新たな展開を期待するところです。今、津南町では若い農業者が育ちつつありますが、加えて新規就農者支援等、後継者育成に力を入れることで、ゆるぎない津南農業が期待されます。

住宅関連では、老朽化した美雪町住宅の建替えの最終年度となり、大船団地の建替えに着手をし、町営住宅の計画的な更新は町民の生活のもとである住環境整備がなされ、安心した生活の継続が保たれます。また一方では、要援護世帯への融雪式屋根への改修工事に対しての補助率アップは、住み慣れた自宅での継続した生活を支援する施策であると評価をいたします。

教育振興では、津南小学校の駐車場の整備や学校統合等により不足している各種施設の増改築に着手することは、未来を託す子どもたちにより良い学びの場の提供へとつながります。観光振興においては、日本ジオパーク認定を受けて、ますます町外からの入込み客が見込まれるなかで近隣市町村やJRなどとの連携を密にした取組により、更に強い町づくりを目指すことを期待します。

念願の津南の水の販売が軌道に乗り、税収増へとつながったことが実感できる年度となりました。また、各種納付金の滞納解消への努力も伺えます。近年、空き校舎・空き保育園が多くなってきました。また、公共施設の管理委託や貸し付け等々が増えているなかで、平成28年度新規計画の公共施設等総合管理計画策定事業により、今後、町内の公共施設の適正管理ができるよう期待するところです。更に「どこよりも強い町づくり」、「どこよりもやさしい町づくり」を目指して、自主財源確保、まずは自主財源25%、そして、26・27%、ひいては自主財源30%、3割自治を目指して努めていただくことを願いまして、賛成討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第35号について採決いたします。

議案第35号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 36 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（11 番）藤ノ木浩子

国民健康保険特別会計予算に対し反対討論いたします。

反対理由の一つは、国民健康保険加入者の状況として低所得者が多いということでもあります。2010 年、厚生労働省の国民健康保険実態調査では、——昨年、この件についてもお話をいたしました——その内容として、国保加入者の 40.8%が無職。次に多いのがパート・派遣などの非正規雇用が 35.3%。自営業は 15.3%。農林水産業が 3.1%となっております。私が 25 年 3 月に担当課に調べていただいた国民健康保険資格者の所得階層別人数では、所得ゼロが 38.7%、100 万円未満までが 69.2%で約 7 割。200 万円未満は 87.7%で 9 割近くになっておりました。この数字からも、所得の少ない方が多く加入しているのが実態であり、国保料の負担軽減が特に必要と思っています。

二つ目に、無職の方、非正規労働者などが多く加入している国保には、適切な国庫負担なしには成り立たない制度であるということです。国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、毎年削減されています。平成 20 年では 26.3%でしたが、平成 26 年は 21.52%で、約 5%も減っています。この国庫負担割合を改善・増額へ転換しない限り、国保加入者と自治体の負担となっている仕組みは変わらないと思うのであります。

三つ目に、被保険者資格証明書・短期被保険者証の発行や差押え等の罰則で、町民の医療受診を抑えるようなことは、私はすべきでないと思っています。資格証・短期証を発行していない自治体もあります。滞納者には親身になって生活相談に乗り、対応することが重要と考えます。国民健康保険は、2018 年、都道府県が中心となるようですが、市町村も共同で運営し、保険料の賦課徴収は今までどおり市町村が行ない、保険料の違いも残るようです。国保加入者の生活状況等を勘案し、国保料の引下げで住民負担軽減を図っていただきたいことを訴えて反対討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 36 号について採決いたします。

議案第 36 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 37 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 37 号について採決いたします。

議案第 37 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 38 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（11 番）藤ノ木浩子

介護保険特別会計予算に対しまして意見を申し上げて、反対討論いたします。

今、町内のどこを歩いても介護の問題に突き当たります。先日、私は 60 代の御夫婦と会いまして、「たまにはコーヒーでも飲んでいかないかい。」と誘われました。在宅で 90 歳の母親を介護している様子をいっぱいお話していただきました。もちろん、デイサービスも短期入所も利用しながらの在宅介護であります。息子さんは、「毎日 24 時間の介護で自分が先に駄目になりそうだ。町内の施設を申し込んだが、遠くてもいろんな所に申し込まないと本当に駄目だな。」と、とても疲れた様子でお話をしてくださいました。これが在宅介護の実態ではないかと思っています。また、80 代の御夫婦と介護保険料の話になり、実際に年金からの天引きを見せてくださり、改めてその負担の重さを実感いたしました。奥さんは、国民年金から介護保険料が年間 8 万 2,600 円、後期高齢者医療保険では 1 万 8,400 円、合わせて 10 万 1,000 円。なんと年金の 13%が否応なしに天引きされています。「年金そのものも、この 3 年間で削減されていますから、生活費はどんどん削られるばかりで不安と怒りが募るばかり。」とおっしゃっていました。旦那さんは、要支援で半身不随でありましたけれども、自力で大変頑張っている方で、同じように介護保険料を払っても来年からは介護保険から外されてしまうのです。こうした実態をどう支えていくのでしょうか。

介護保険会計に対する反対の理由の一つ、「保険あって介護なし」の方向へますます進む介護保険は、社会保障としての役割を果たさなくなっているのではないのでしょうか。国は、社会保障のためと言って消費税を増税しましたが、介護保険制度では、27 年度から施設入所は要介護 3 以上からでないと申込みもできなくなりました。来年度からは、要支援 1・2 が保険から外され、さらに社会保障の審議会では、要介護 1・2 の生活援助まで保険から外す議論が始まっています。介護が必要な方が次々と保険制度そのものの対象から外されていきます。これはまさに「保険あって介護なし」です。これでは暮らしてはいけません。

二つ目に、利用料・保険料の負担です。先ほど申し上げた例でも分かるように、国民年金から介護保険料の標準額を天引きされたら、残りの生活費はわずかです。生活そのものを脅かす保険料となっているのではないのでしょうか。そのうえ、介護が必要になったときの利用料まで払ってサービスが利用できるのでしょうか。27 年度からは施設利用料について、収入のある方

は全部丸裸にされ、利用料 2 割負担となりました。そこまで個人の財産に踏み込んで利用料を引き上げなければならないのでしょうか。社会保障として利用料・保険料の負担軽減を図るべきと考えます。

三つ目に、介護労働者の人材確保と処遇改善についてであります。介護の現場は人手不足と離職も多いことや他の職種に比べて月額 10 万円低い賃金に置かれているのが現状であります。しかし、国は 27 年 4 月から介護報酬引下げを行い、事業所に深刻な影響を与えています。これでは現場職員の処遇改善にはつながりません。今、国会で野党 5 党が介護職員等の処遇改善法を共同提出し、審議されております。介護の現状を打開するためには、労働者の処遇改善は要中の要である問題と考えます。町としても国への改善要望の声を上げることはもちろんであります。町独自で支援策がないか検討をお願いしたいことを申し上げて、反対討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（3 番）石田タマエ

賛成の立場で討論いたします。

毎年毎年増え続ける要介護認定者への対応に追いつかず、国をはじめ各自治体は財源確保に大変苦慮している現状であります。そのようななかにあって平成 28 年度介護保険特別会計予算 18 億 1,065 万 9,000 円に対し賛成するものであります。

平成 27 年度から始まった第 6 期介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域で安心して住み続けられる環境整備へと進んでいます。その一つとして、住民ニーズの高い入所施設が、地域密着型福祉施設として開設が秋に予定されています。また、在宅支援として平成 28 年度は、29 年度から予定している地域包括ケアシステムがスムーズに運営できるための準備年度であります。平成 28 年度、大改革が行なわれます津南病院が年度当初に予定しています訪問看護ステーションの立ち上げは、在宅での医療ニーズに応え、安心できる在宅ケアへとつながります。要介護認定者施策と併せて、今後、急速に進む高齢社会を目の当たりにし、なんと言っても介護予防の成果を挙げることに尽きると考えます。今後、更に効果が見える介護予防の推進に努めていただくことをお願いしまして、賛成討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

討論を終結いたします。

議案第 38 号について採決いたします。

議案第 38 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 39 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 39 号について採決いたします。

議案第 39 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 40 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 40 号について採決いたします。

議案第 40 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 41 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 41 号について採決いたします。

議案第 41 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 42 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 42 号について採決いたします。

議案第 42 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 10

議案第 43 号 津南町過疎地域自立促進計画の策定について

議長（草津 進）

議案第 43 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、過疎地域自立促進特別措置法の執行期限が5年間延長されたことに伴い、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの津南町過疎地域自立促進計画を立てるものであります。細部につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。

（5番）恩田 稔

今ほど説明いただいたわけですが、「津南町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」も示されているわけですが、この二つというのはどんなふうなリンクをするのか、お願いしたいと思います。

総務課長（小野塚 均）

「津南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、相当細かに事業等も計画をされております。この中に出てきた内容で、過疎対策になるようなものについては、こちらのこの「過疎地域自立促進計画」にも記載をされております。また、今まで作成をしてきました「町づくり計画」、それと「総合振興計画」の後期計画、これも作成してあるわけですが、そういうものもその内容の中で過疎に関係するものについては、今回、この「過疎地域自立促進計画」の中に事業としても盛り込んであるという内容でございます。

（5番）恩田 稔

分かりました。過疎地域に関するものはこちらということですが、今一番の基になるものというのは。総合戦略は今度は作らなくてもいいというお話になったわけですが、一番これから主になっているいろんなものやっていくもの、いろんなものがあるわけですが、一番の基というのは、自律のときに作られたものになるということよろしいのでしょうか。

総務課長（小野塚 均）

自律のとき、平成16年に作成しました。かれこれ10年以上が経過をしているということですが、やはり基本的な流れは自律計画かなと思っております。総合振興計画、これも議会の議決が必要なくなったのですが、町づくり計画を推奨しながら、この総合振興計画もやはり重要な位置付けになっていると思っておりますし、その流れの中として、この過疎計画も当然必要な事項だと考えております。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 43 号について採決いたします。

議案第 43 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 11

議案第 44 号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 44 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

津南町訪問看護ステーションに管理者を置くことに伴い、津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 44 号について採決いたします。

議案第 44 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 12

議案第 45 号 津南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 13

議案第 46 号 津南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 45 号及び議案第 46 号についてを一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

議案第 45 号及び議案第 46 号を一括して御説明申し上げます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の交付に伴い、津南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び津南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するものであります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしく願います。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行ないます。

（11 番）藤ノ木浩子

大変細かくて…要は、地域密着型でもグループホームでも各施設が運営推進会議を設けて6か月に1回か2か月に1回の運営推進会議をなさйтеという中身という理解でいいのでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

そのとおりです。従来、認知症対応型の通所介護サービスというのは、運営推進会議が義務付けられておりませんでしたので、小規模な18人以下の人員の施設については、地域密着型ということで、そういった運営推進会議を設けなさいというものでございます。現在、津南町のほうでは、ケアホームの「恵福園なかつ」さん、「スマイルハウス」さんの老人デイサービスセンター、デイホームの「ひまわり、いなほ」さんに、それぞれ認知症対応型介護サービスを行っていただいておりますけれども、この事業所について4月以降は運営推進会議を2か月に1回開きなさいということでございます。従来の小規模多機能のサービスは、運営推進会議を2か月に1回以上開いており、それと一緒にしても差し支えないということですので、それほど

の負担にならないと思っています。

(11 番) 藤ノ木浩子

分かりました。各施設の推進会議に参加する委員の方なのですが、それぞれの施設が地域から出ていただくことになるのですけれども、一私も一応家族の代表で、今「なかつ」で出ているのですが—そこには病院の看護師長さんや課長、保育園関係の方々が出ているのです。各施設で、そういった方も皆その運営推進会議に出るということになるのと、とても大変なことではないかと思ったりするのですけれども、推進会議のメンバーというのは決まりがあるのですか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

特に、「この方を、団体の方を入れなさい」というのはありませんので、それぞれ事業所によって民生委員の方が入っている所もありますし、病院の方が入っている所もありますし、「なかつ」さんではお寺の住職さんが入っている例もありますので、そこら辺は決まりがありません。それぞれの事業所によって違っております。運営推進会議は2か月に1回となっておりますけれども、ほかのサービスと一緒に合体してやるということですので、先ほども申しましたけれども、それほどの負担にはならないと思っています。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（草津 進）

議案第 45 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 45 号について採決いたします。

議案第 45 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 46 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 46 号について採決いたします。

議案第 46 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

発議案第1号 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

議長（草津 進）

発議案第1号について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（7番）中山 弘

提案理由の説明をいたします。津南町特別職報酬等審議会において議会議員の報酬引上げが答申されたこと、また、若者の議会議員立候補への意欲を上げることがを考慮し、報酬を増額したいためお願いでございます。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

発議案第1号について討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

（10番）河田強一

発議案第1号に対し、反対の討論をいたします。その前に、特別職報酬等審議委員会の委員の皆様には、真摯な御協議をいただき、本案件の答申をいただきましたことに感謝を申し上げます。さて、本案に対し全員協議会でお聞きいたしましたときは、私も今、提案理由に書いてあるように賛成のつもりでございました。しかし、平成27年第4回定例会において一般会計補正予算を修正案も出さずに否決し、多くの町民や業者等に多大なる御迷惑をおかけしましたことにより、そのとき町民より「議会はどうなっているんだ。何を考えているんだ。」など聞かれましたが、自分としては、「問題がないので賛成した。反対討論した人は1人で、他は分からない。反対した議員に聞いてくれ。」としか答えようがありませんでした。この補正予算の否決に対し、町民への説明もなされておられません。この議会が町民に対し大いなる不信感を与えたことは間違いありません。よって、本定例会での報酬引上げ議案は、町民の理解が得られないものと考えます。以上の点から、我々全員が再度反省し、もっともっと議員としての自覚と責任を持ち、行動し、町民の理解を得られたとき再度協議すべきであり、本定例会においては、議員報酬は据置きと考え、本案に反対いたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

討論を終結いたします。

発議案第1号について採決いたします。

発議案第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立9名、非起立4名）—

賛成多数です。よって、発議案第1号については原案のとおり可決されました。

日 程 第 15

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

議長（草津 進）

陳情第1号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長（風巻光明）

議長より総文福祉常任委員会に付託されました「軽度外傷性脳損傷仲間の会」より提出された「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」につきまして、3月9日に当委員会において十分審議した結果、全員賛成で採択いたしました。本陳情は、皆様方に事前に配布されてありますけれども、非常に長くて、理解が難しいのではないかと感じておりますので、本陳情をかいつまんで御説明いたします。脳しんとうのような軽度の脳損傷は、日常生活において転倒や交通事故により自傷してしまうもの、また、ボクシングや柔道、ラグビーなど衝撃性のスポーツを行う場合は、脳しんとうを受けるリスクが高くなります。これは直ちに生命を脅かすものではありませんが、その症状は、記憶障害やめまい、頭痛、吐き気など複雑かつ多彩であり、発症時期もさまざまであります。また、繰り返し自傷すると永久的損傷を受け、死に至る場合があります。この病態は、客観的診断方法が確立されていますが、実際の教育現場などにおいて、まだ理解が十分進んでいなく、初動調査の遅れにより治療などが後手に回ってしまい、同様の事故を繰り返し起こしてしまう場合がございます。そこで、国において次の4点について適切な処置を講ずるよう要望されているものであります。一つは、教育機関での周知徹底と対策。二つ目は、専門医による適切な検査と実施。三番目は、相談窓口の設置。四番目は、園内・校内での重大事故の防止。以上の内容で国・政府機関へ意見書を提出する陳情でございます。総文福祉常任委員会では採択いたしましたので、議員各位の賛同をお願いいたします。

議長（草津 進）

委員長に対する質疑を行ないます。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第1号について討論を行ないます。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第1号について採決いたします。

陳情第1号に対する委員長報告は採択です。

陳情第1号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日 程 第 16

発議案第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

（4番）風巻光明

ただ今、陳情に対しまして本会議で全員賛成の採択をいただきまして、本当にありがとうございました。本件に対しまして津南町議会より意見書を提出したいと思ひ、提出する発議を行いますので、引き続いて議員の皆様方の賛同をお願いしたいと思います。意見書につきましては、皆様方のお手元に配布してあるとおりにございます。内容についても、陳情内容と一緒にございますので、説明は割愛させていただきますが、議員各位の賛成の採択をお願いします。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 — (質疑者なし) —

質疑はないものと認め、終結いたします。

これより討論を行いません。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第2号について、採決いたします。

発議案第2号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 17

議員派遣の件について

議長（草津 進）

議員派遣の件についてを議案といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。 — (異議なしの声あり) —

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することに決定いたしました。

日 程 第 18

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

日 程 第 19

委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

総文福祉常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（草津 進）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（上村憲司）

平成 28 年度の予算を審議いただきます今議会。いわゆる長丁場の予算議会であります。28

年度の予算を本当に真摯に御審議いただきました。お疲れ様でありました。皆様方の御労苦、御努力に心から改めて敬意と感謝を申し上げさせていただき、迎える 28 年度が津南町にとり津南町民にとって、より成果を高めることのできる充実した 1 年であらんことを議会の皆様方ともどもに真摯に立ち向かってまいる決意でありますので、どうかこの先もよろしく御指導賜ることを冒頭お願いを申し上げます。また、御案内のとおりでありますけれども、春は別れのとときであり、また、出会いのとときでもあります。このあと、その生涯というものの大半を町政に尽くし抜かれた皆様方の退職の御挨拶もあるものと拝察をいたしております。私からの御挨拶は手短かに申し上げさせていただきたいと思っております。さまざまなことごと、私自身も反省しなければならないこと、更に勇猛邁進、新たな決意で立ち向かわなければならないこと、国を取り囲む大きな変革のなかにあって地方自治の芯から改めて問い直される時を、今、迎えておる。そのことをひしひしと感じさせていただいた今議会でもありました。繰り返しになりますが、心から誤りなき町政を続けさせていただくことができますように議会の皆様方の御指導と、さらには職員一丸となって私どもも町民福祉の向上のために立ち向かわせていただかんことを強く決意させていただき、平成 28 年第 1 回津南町議会の閉会日にあたっての私の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（草津 進）

これにて平成 28 年第 1 回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午前 11 時 37 分）—